

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

2021年1月19日

02-工-B-03-0018 改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	資料番号の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p style="text-align: center;">目次</p> <p>1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2.1 設計基準対象施設に関する使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位の計測・・ 1</p> <p>2.1.1 計測結果の記録の保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2.1.2 自動的に警報する装置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1</p> <p>2.2 重大事故等対処設備に関する使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等の計測 2</p> <p>2.2.1 燃料貯蔵設備に係る重大事故等時の使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等の監視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2</p> <p>2.2.2 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定・・・・・・・・ 2</p> <p>3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の構成・・・・・・・・ 3</p> <p>3.1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を計測する装置・・・・・・・・・・ 4</p> <p>3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示、記録及び保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22</p> <p>3.2.1 計測結果の指示又は表示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22</p> <p>3.2.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存・・・・・・・・ 22</p> <p>3.2.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存・・・・・・・・ 22</p> <p>3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成・・・・ 24</p> <p>4. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測範囲及び警報動作範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26</p>	記載表現の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第34条及び第47条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」に関わる核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成、計測範囲及び警報動作範囲について説明するとともに、技術基準規則第69条及び第73条並びにそれら解釈に関わる核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の構成、計測範囲について説明するものである。</p> <p>併せて技術基準規則第34条及びその解釈に関わる使用済燃料貯蔵槽の温度、水位の計測結果の記録の保存及び外部電源が喪失した場合の計測についても説明するとともに、技術基準規則第69条及びその解釈に関わる核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の交流又は直流電源が必要な場合の代替電源設備からの給電及び使用済燃料貯蔵槽の状態を監視するカメラの構成、構造及び取付箇所についても説明する。</p> <p>今回は、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち、設計基準対象施設に関する使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の構成、計測範囲、警報動作範囲、計測結果の記録の保存及び外部電源が喪失した場合の計測、重大事故等対処設備に関する使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の構成、計測範囲、計測結果の記録及び交流又は直流電源が必要な場合の代替電源設備からの給電並びに使用済燃料貯蔵槽の状態を監視するカメラの構成、構造及び取付箇所について説明する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.1 設計基準対象施設に関する使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位の計測</p> <p>2.1.1 計測結果の記録の保存</p> <p>技術基準規則第34条「計測装置」及びその解釈の要求事項に基づき、使用済燃料貯蔵槽の温度、水位の監視に必要な設備として、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、燃料貯蔵プール水温度、燃料貯蔵プール水位、燃料プールラインドレン漏えい及び使用済燃料プール水位/温度</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違 (技術基準規則は、使用済燃料貯蔵槽。設備名称は、使用済燃料プール)</p> <p>申請対象設備の相違 (女川は水位を監視する設備として燃料プールラインドレン漏えいを申請対象設備としている)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p>

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(ガイドパルス式)を設け、使用済燃料プールの水温の著しい上昇又は水位の著しい低下が計測可能な設計とし、計測結果は指示又は表示し、記録計又はプロセス計算機から出力される帳票にて継続的に記録し、帳票は保存できる設計とする。</p> <p>また、外部電源が喪失した場合でも、非常用交流電源設備からの電源供給によりこれらを計測することができる設計とする。</p> <p><b>2.1.2. 自動的に警報する装置</b></p> <p>技術基準規則第47条「警報装置等」及びその解釈の要求事項に基づき、使用済燃料プールの水温の著しい上昇又は水位の著しい低下を確実に検知し、自動的に警報を発信する装置を設け、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、燃料貯蔵プール水温度、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい及び使用済燃料プール水位/温度(ガイドパルス式)の計測値が警報設定値に達した場合には、中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>2.2 重大事故等対処設備に関する使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等の計測</p> <p><b>2.2.1 燃料貯蔵設備に係る重大事故等時の使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等の監視</b></p> <p>技術基準規則第69条「使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」及びその解釈に基づき、燃料貯蔵設備に係る重大事故等時*に使用済燃料プールの監視に必要な設備として、使用済燃料プール水位/温度(ガイドパルス式)、使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)及び使用済燃料プール監視カメラを設け、燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり計測可能な設計とするとともに、使用済燃料プール水位/温度(ガイドパルス式)、使用済燃料プール水位/温度(ヒートサーモ式)の計測結果は中央制御室に指示し、記録及び保存できる設計とする。</p> <p>使用済燃料プール監視カメラは、使用済燃料プールの状態が確認できるよう高所に設置し、燃料貯蔵設備に係る重大事故等時において、使用済燃料プールの状態を中央制御室で監視できる設計とする。また、照明がない場合や蒸気雰囲気下においても専用照明及び霧除去機能付きの可視光カメラを用い、使用済燃料プールの状態が監視できる設計とする。</p>	<p>燃料プールライナドレン漏えいも申請対象設備としている)</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違 (女川は、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度及び燃料プールライナドレン漏えいも申請対象設備としている)</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違 (東二及び柏崎の監視カメラに対し、女川は可視光カメラで監視する。なお、重</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>これらの計測装置及びカメラは、交流又は直流電源が必要な場合に常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>2.2.2 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定</p> <p>技術基準規則第73条「計装設備」及びその解釈に基づき、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、使用済燃料プールの監視に必要なパラメータの計測装置を設ける設計とするとともに、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとする。</p> <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故時に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パラメータによる推定の対応手段等により推定ができる設計とする。</p> <p>また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（計測可能範囲）の明確化をするとともに、パラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パラメータによる推定の対応手段等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定めて管理する。</p> <p>想定される重大事故等の対応に必要となる炉心損傷防止対策及び格</p>	<p>重大事故時に想定される照明がない場合や蒸気雰囲気下において、付属する専用照明や霧除去機能により、状態監視が可能)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違 (女川は、重大事故等の対処に必要なパラメータ（使用済燃料プールの監視）の計測又は推定について、本説明書に整理している)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータは、計測又は監視及び記録できる設計とする。</p> <p>重大事故等の対応に必要なパラメータは、安全パラメータ表示システム伝送装置（以下「SPDS 伝送装置」という。）に電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われない設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>注記＊：燃料貯蔵設備に係る重大事故等は以下のとおり</p> <p>a. 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第37条及びその解釈の3-1 (a) 及び (b) で定義する想定事故1（使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失することにより、使用済燃料貯蔵槽内の水の温度が上昇し、蒸発により水位が低下する事故）及び想定事故2（サイフォン現象等により使用済燃料貯蔵槽内の水の小規模な喪失が発生し、使用済燃料貯蔵槽の水位が低下する事故）において想定する使用済燃料貯蔵槽の水位の低下</p> <p>b. 使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他要因により当該使用済燃料貯蔵槽内の水位が異常に低下した場合</p> <p>3. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の構成</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の検出器から計測結果の指示又は表示、記録及び警報装置に至るシステム構成を「3.1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を計測する装置」に示す。</p> <p>設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の計測結果の指示又は表示、記録及び保存については、「3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>また、設計基準対象施設の外部電源が喪失した場合の非常用交流電源設備からの電源供給及び重大事故等対処設備の交流又は直流電源が必要な場合の常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの電源供給について「3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成」に示す。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現及び設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>3.1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を計測する装置</p> <p>【順番入れ替え】</p> <p>(2) 燃料貯蔵プール水温度</p> <p>燃料貯蔵プール水温度は、設計基準対象施設の機能を有しており、燃料貯蔵プール水温度の検出信号は、熱電対にて発生した起電力を、中央制御室内の記録計にて温度に変換することで、燃料貯蔵プール水温度を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存について「3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>また、検出信号が警報設定値に達した場合には、中央制御室に音とともに警報表示を行う。（「図 3.1-2 燃料貯蔵プール水温度の概略構成図」参照。）</p> <p>外部電源が喪失した場合においても、非常用交流電源設備から中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）を介した電源供給により、使用済燃料プールの温度を計測することができる。電源供給について「3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成」に示す。</p> <div data-bbox="1400 874 1771 1098"></div> <div data-bbox="1518 1118 1771 1273"></div> <p>図 3.1-2 燃料貯蔵プール水温度の概略構成図</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(1) 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度</p> <p>燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度は、設計基準対象施設の機能を有しており、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の検出信号は、熱電対にて発生した起電力を、中央制御室内の記録計にて温度に変換することで、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度を中央制御室に指示し、記録及び保存する。記録及び保存について「3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>また、検出信号が警報設定値に達した場合には、中央制御室に音とともに警報表示を行う。（「図 3.1-1 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の概略構成図」参照。）</p> <p>外部電源が喪失した場合においても、非常用交流電源設備から中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）を介した電源供給により、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度を計測することができる。電源供給について「3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成」に示す。</p> <div data-bbox="1400 874 1771 1098"><p>注記*：記録計</p></div> <div data-bbox="1518 1118 1771 1273"><p>設計基準対象施設 重大事故等対処設備 設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p></div> <p>図 3.1-1 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の概略構成図</p> <p>【入れ替えここまで】</p>	申請対象設備の相違

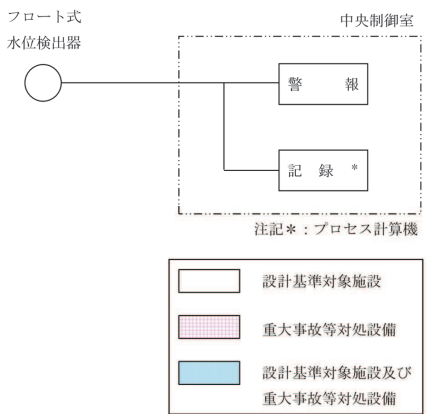


赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

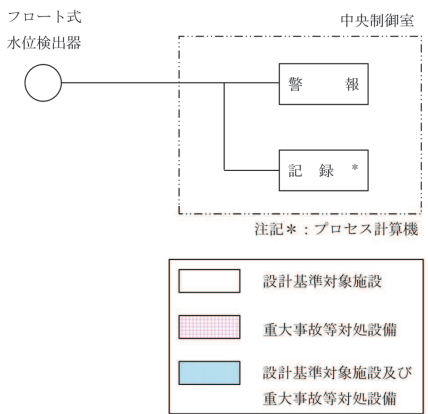
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(3) 燃料貯蔵プール水位</p> <p>フロート式水位検出器で検出された燃料貯蔵プール水位の検出信号は、設計基準対象施設の機能を有しており、検出信号が警報設定値に達した場合には、中央制御室に音とともに警報表示を行い、記録及び保存する。記録及び保存について「3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。（「図 3.1-3 燃料貯蔵プール水位の概略構成図」参照。）</p> <p>また、外部電源が喪失した場合においても、非常用交流電源設備から中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）を介した電源供給により、使用済燃料プールの水位を計測することができる。電源供給について「3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成」に示す。</p>  <p>図 3.1-3 燃料貯蔵プール水位の概略構成図</p> <p>図 3.1-3 は、燃料貯蔵プール水位の監視システムを示す概略構成図である。フロート式水位検出器（左側の円）は、中央制御室（右側の破線枠内）に接続されている。中央制御室には「警報」と「記録 *」の二つの機能ブロックが存在する。また、注記として「注記*：プロセス計算機」が示されている。図の下部には、色分けされたボックスで構成された凡例があり、白いボックスは「設計基準対象施設」、斜線入りボックスは「重大事故等対処設備」、青いボックスは「設計基準対象施設及び重大事故等対処設備」を示している。</p>	<p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

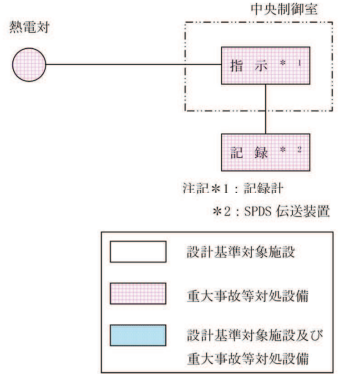
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(4) 燃料プールライナドレン漏えい</p> <p>フロート式水位検出器で検出された燃料プールライナドレン漏えい信号は、設計基準対象施設の機能を有しており、検出信号が警報設定値に達した場合には、中央制御室に音とともに警報表示を行い、記録及び保存する。記録及び保存について「3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。（「図 3.1-4 燃料プールライナドレン漏えいの概略構成図」参照。）</p> <p>外部電源が喪失した場合においても、非常用交流電源設備から中央制御室 120V 交流分電盤（非常用）を介した電源供給により、ドレン溜の水位を計測することができる。電源供給について「3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成」に示す。</p>  <p>図 3.1-4 燃料プールライナドレン漏えいの概略構成図</p>	申請対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>【順番入れ替え】</p> <p>(6) 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）</p> <p>a. 水位計測について</p> <p>使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式）は、重大事故等対処設備の機能を有しており、使用済燃料貯蔵ラック上端（O.P. 25920mm）から上方に14箇所に設置した熱電対にて発生した起電力を、中央制御室の指示部にて水位信号へ変換する処理を行った後、使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式）を中央制御室に指示し、SPDS伝送装置にて記録及び保存する。熱電対は各検出点においてヒータを付設しており、ヒータ加熱開始前後の熱電対の温度変化から水中／気中を判定することにより間接的に水位を監視することができる。</p> <p>記録及び保存について「3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。（「図3.1-8 使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式）の概略構成図」及び「図3.1-10 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）の構造図」参照。）</p> <p>直流電源が必要な場合、所内常設蓄電式直流電源設備である125V蓄電池2A、常設代替直流電源設備である125V代替蓄電池又は可搬型代替直流電源設備である電源車及び125V代替充電器から125V直流主母線盤2A-1を介して供給する。電源供給について「3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成」に示す。</p>  <p>図3.1-8 使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式）の概略構成図</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備設計の相違 （女川はヒータ付き熱電対であるため、水位を計測可能）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>b. 温度計測について</p> <p>使用済燃料プール温度（ヒートサーモ式）は、<b>重大事故等対処設備</b>の機能を有しており、使用済燃料プール温度（ヒートサーモ式）の検出信号は、熱電対からの起電力を、<b>中央制御室の指示部</b>にて温度信号へ変換する処理を行った後、使用済燃料プール温度（ヒートサーモ式）を中央制御室に指示し、SPDS伝送装置にて記録及び保存する。</p> <p>記録及び保存について「3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。（「図3.1-9 使用済燃料プール温度（ヒートサーモ式）の概略構成図」及び「図3.1-10 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）の構造図」参照。）</p> <p>直流電源が必要な場合、<b>所内常設蓄電式直流電源設備である125V蓄電池2A</b>、常設代替直流電源設備である125V代替蓄電池又は可搬型代替直流電源設備である電源車及び125V代替充電器から125V直流主母線盤2A-1を介して供給する。電源供給について「3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成」に示す。</p> <div data-bbox="1361 805 1724 1220"><p>注記*1：記録計 *2：SPDS 伝送装置</p></div> <p>図3.1-9 使用済燃料プール温度（ヒートサーモ式）の概略構成図</p>	<p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

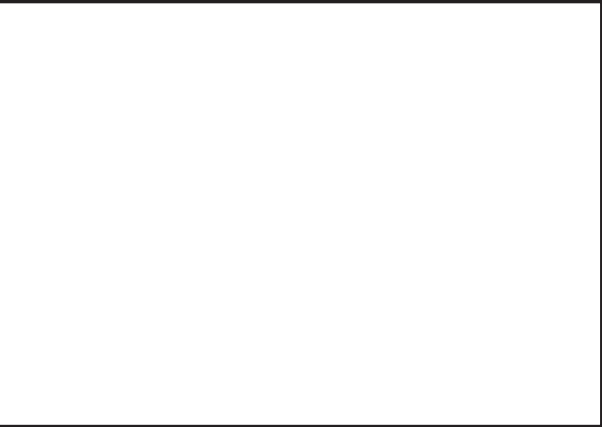
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

2021年1月19日

02-工-B-03-0018 改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

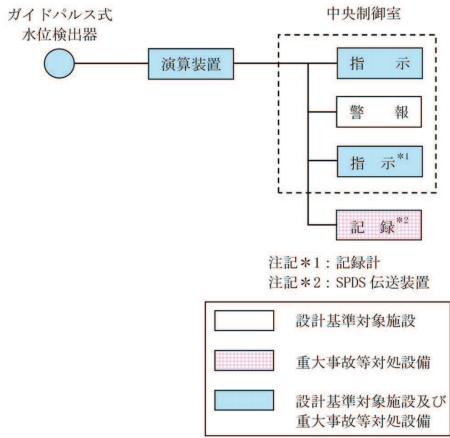
《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 <p data-bbox="1361 722 1908 743">図 3.1-10 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）の構造図</p>	設備構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

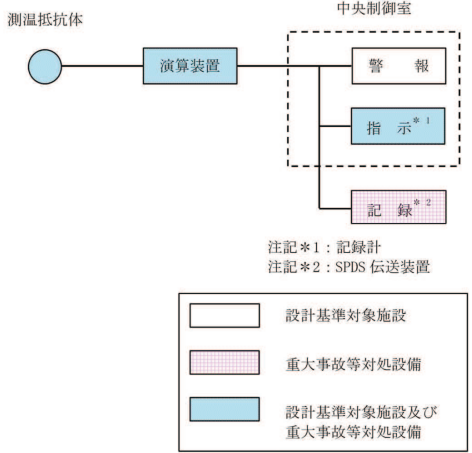
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(5) 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）</p> <p>a. 水位計測について</p> <p>使用済燃料プール水位（ガイドパルス式）は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、ガイドパルス式水位検出器から反射したパルス信号を検出するまでの時間を演算装置にて測定し水位信号へ変換する処理を行った後、中央制御室に指示し、SPDS伝送装置にて記録及び保存する。</p> <p>記録及び保存について「3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>また、演算装置にて警報設定値との比較を行い、使用済燃料プール水位が警報設定値に達した場合には、中央制御室に音とともに警報表示を行う。（「図3.1-5 使用済燃料プール水位（ガイドパルス式）の概略構成図」及び「図3.1-7 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）の構造図」参照。）</p> <p>外部電源が喪失した場合においても、非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備である電源車から中央制御室120V交流分電盤（非常用）を介して供給することにより、使用済燃料プールの水位を計測することができる。電源供給について「3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成」に示す。</p>  <p>図3.1-5 使用済燃料プール水位（ガイドパルス式）の概略構成図</p>	<p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>&lt;柏崎刈羽7号機との比較&gt; 検出方式の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>b. 温度計測について</p> <p>使用済燃料プール温度（ガイドパルス式）は、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備の機能を有しており、測温抵抗体の抵抗値を演算装置にて温度信号へ変換する処理を行った後、中央制御室に指示し、SPDS伝送装置にて記録及び保存する。</p> <p>また、演算装置にて警報設定値との比較を行い、使用済燃料プール温度が警報設定値に達した場合には、中央制御室に音とともに警報表示を行う。（「図3.1-6 使用済燃料プール温度（ガイドパルス式）の概略構成図」及び「図3.1-7 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）の構造図」参照。）</p> <p>記録及び保存について「3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>外部電源が喪失した場合においても、非常用交流電源設備、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備である電源車から中央制御室120V交流分電盤（非常用）を介して供給することにより、使用済燃料プールの温度を計測することができる。電源供給について「3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成」に示す。</p>  <p>注記*1：記録計 注記*2：SPDS 伝送装置</p> <p>図 3.1-6 使用済燃料プール温度（ガイドパルス式）の概略構成図</p>	<p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違 電源構成の相違 （女川の使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）は交流電源から供給される）</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>図 3.1-7 使用済燃料プール水位/温度 (ガイドバルス式) の構造図</p> <p>【入れ替えここまで】</p> <p>(7) 使用済燃料プール監視カメラ</p> <p>使用済燃料プール監視カメラは、重大事故等対処設備の機能を有しており、使用済燃料プールの状態が確認できるよう高所に設置し、燃料貯蔵設備に係る重大事故等時において、使用済燃料プールの状態を監視する。また、照明がない場合や蒸気雰囲気下においても専用照明及び霧除去機能付きの可視光カメラを用い、使用済燃料プールの状態が監視できる設計とする。</p> <p>使用済燃料プール監視カメラの映像信号は、制御ユニットを介し、中央制御室のモニターに表示する。（「図 3.1-11 使用済燃料プール監視カメラの概略構成図」参照。）</p> <p>また、使用済燃料プール監視カメラは、冷却装置とカメラが一体となった構造とし、燃料貯蔵槽設備に係る重大事故等時においても監視可能な設計とする。</p>	<p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違 （東二及び柏崎の監視カメラに対し、女川は可視光カメラで監視する。なお、重大事故時に想定される照明がない場合や蒸気雰囲気下において、付属する専用照明や霧除去機能により、状態監視が可能）</p> <p>設備構成の相違 （女川の使用済燃料プール監視カメラは、カメラ本体</p>

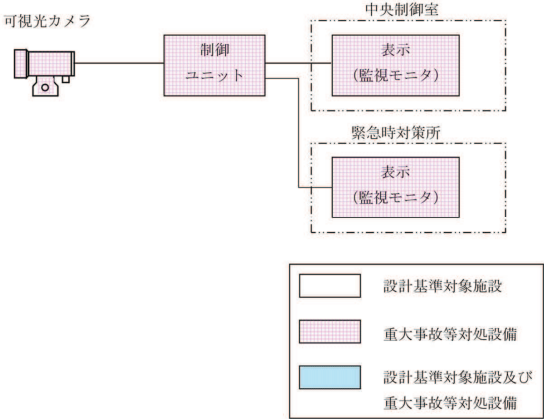


赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

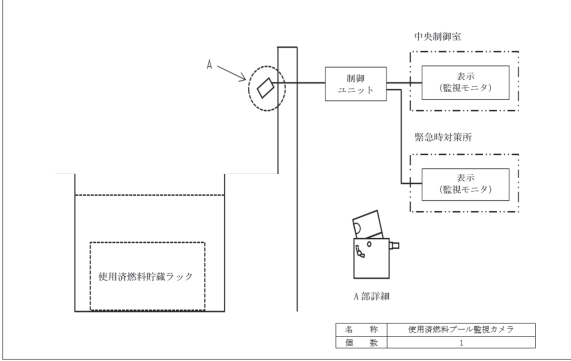

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>交流電源が必要な場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備である電源車から中央制御室120V交流分電盤（非常用）を介して供給する。電源供給について「3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成」に示す。</p> <p>使用済燃料プール監視カメラの構造並びに取付位置を「図3.1-12 使用済燃料プール監視カメラの構造図」及び「図3.1-13 使用済燃料プール監視カメラの取付箇所を明示した図面」に示す。</p>  <p>図3.1-11 使用済燃料プール監視カメラの概略構成図</p>	<p>と冷却装置が一体構造となっており、耐環境性向上を図っているため、東二及び柏崎のような監視カメラ用の空冷装置は不要)</p> <p>設備構成の相違 (女川の使用済燃料プール監視カメラは交流電源から供給される)</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考				
		 <p>図 3.1-12 使用済燃料プール監視カメラの構造図</p> <table border="1" data-bbox="1691 590 1892 622"><tr><td>名称</td><td>使用済燃料プール監視カメラ</td></tr><tr><td>機数</td><td>1</td></tr></table>	名称	使用済燃料プール監視カメラ	機数	1	設備構成の相違
名称	使用済燃料プール監視カメラ						
機数	1						
		 <p>図 3.1-13 使用済燃料プール監視カメラの取付箇所を明示した図面</p>	設備構成の相違				

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

2021年1月19日

02-工-B-03-0018 改0

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<p>設備の相違 (女川の使用済燃料プール 監視カメラは、カメラ本体 と冷却装置が一体構造とな っており、耐環境性向上を 図っているため、空冷装置 はない)</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）  
■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度，水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			設備構成の相違
			設備構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

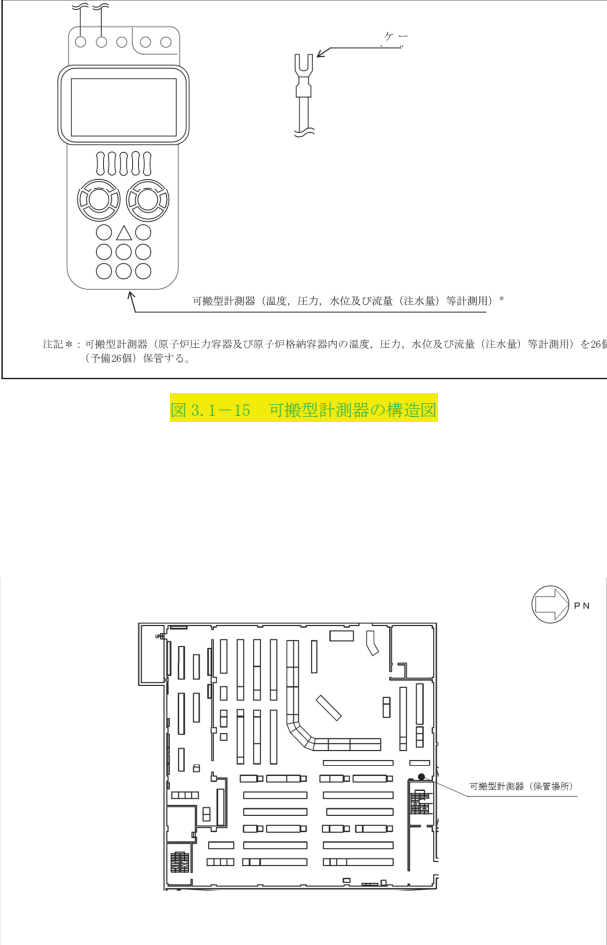
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(8) 可搬型計測器</p> <p>可搬型計測器は、重大事故等対処設備の機能を有しており、重大事故等時に計測に必要な計器電源が喪失した場合には、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する設備について、熱電対からの起電力を計測することにより、使用済燃料貯蔵プールの温度及び水位を監視するとともに、重大事故等対策要員（運転員を除く。）及び運転員（中央制御室）が記録用紙に記録し、保存する。記録及び保存については、「3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>可搬型計測器は、1セット26個（必要数25個（予備1個））を中央制御室に保管し、予備1セット26個を緊急時対策建屋内緊急時対策所に保管する。（図3.1-14「可搬型計測器の概略構成図」、図3.1-15「可搬型計測器の構造図」、図3.1-16「可搬型計測器の保管場所を明示した図面（制御建屋 O.P. 22.95m）」、図3.1-17「可搬型計測器の保管場所を明示した図面（緊急時対策建屋 O.P. 51.50m）」、表3.1-1「可搬型計測器の計測対象パラメータ」及び表4-1「可搬型計測器の測定範囲」参照。）</p> <p>図 3.1-14 可搬型計測器の概略構成図</p>	<p>記載方針の相違 （女川は計測制御系統施設と兼用で核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備でも可搬型計測器を使用するため記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

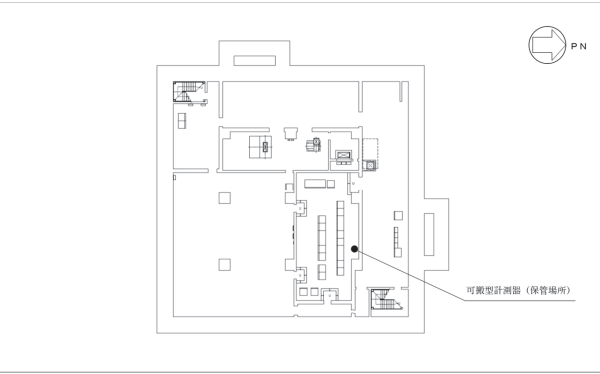
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 <p>可搬型計測器（温度、圧力、水位及び流量（注水量）等計測用）*</p> <p>注記*：可搬型計測器（原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位及び流量（注水量）等計測用）を26個（予備26個）保管する。</p> <p>図 3.1-15 可搬型計測器の構造図</p> <p>可搬型計測器（保管場所）</p> <p>図 3.1-16 可搬型計測器の保管場所を明示した図面（制御建屋 0.P. 22.95m）</p>	<p>記載方針の相違</p> <p>（女川は計測制御系統施設と兼用で核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備でも可搬型計測器を使用するため記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考		
		 <p>図 3.1-17 可搬型計測器の保管場所を明示した図面（緊急時対策建屋 0.P. 51.50m）</p> <p>表 3.1-1 可搬型計測器の計測対象パラメータ</p> <table border="1" data-bbox="1350 834 1921 922"><thead><tr><th>監視パラメータ</th></tr></thead><tbody><tr><td>使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）</td></tr></tbody></table> <p>3.2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の表示、記録及び保存</p> <p>3.2.1 計測結果の指示又は表示</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果は、中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の指示又は表示場所及び記録場所を「表 3.2.1-1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の指示又は表示場所及び記録場所」に示す。</p> <p>3.2.2 設計基準対象施設に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>技術基準規則第34条第4項及びその解釈に関わる計測をする装置においては、計測結果を記録し、及びこれを保存することができる設計とする。燃料貯蔵プール水位及び燃料プールライナドレン漏えいの計測結果はプロセス計算機からの記録を帳票として出力し保存できる設計とす</p>	監視パラメータ	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	<p>記載方針の相違</p> <p>（女川は計測制御系統施設と兼用で核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備でも可搬型計測器を使用するため記載）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>申請対象設備の相違</p>
監視パラメータ					
使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）					

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考																					
		<p>る。記録を保存する計測項目と計測装置等を「表 3.2.2-1 記録を保存する計測項目と計測装置等」に示す。</p> <p>3.2.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存            使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルブ式）及び使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）の計測結果は中央制御室に指示し、SPDS 伝送装置で電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないようにするとともに、帳票に出力できる設計とする。また、プラント状態の推移を把握するためにデータ収集周期は1分とする。また、記録の保存容量は計測結果を取り出すことで継続的なデータを得ることができるよう、14日以上保存できる設計とする。</p> <p>表 3.2.1-1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測結果の指示又は表示場所及び記録場所</p> <table border="1" data-bbox="1323 783 1944 1157"> <thead> <tr> <th>計測装置</th> <th>指示又は表示場所</th> <th>記録場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度</td> <td>中央制御室</td> <td>中央制御室（記録計）</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵プール水温度</td> <td>中央制御室</td> <td>中央制御室（記録計）</td> </tr> <tr> <td>燃料貯蔵プール水位</td> <td>中央制御室</td> <td>中央制御室（プロセス計算機）</td> </tr> <tr> <td>燃料プールライナドレン漏えい</td> <td>中央制御室</td> <td>中央制御室（プロセス計算機）</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルブ式）</td> <td>中央制御室■</td> <td>中央制御室（記録計） 緊急時対策所（SPDS 伝送装置）</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）■</td> <td>中央制御室■</td> <td>緊急時対策所（SPDS 伝送装置）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記※1：中央制御室待避所も含む。</p> <p>2：重大事故等時に計測に必要な計器電源が喪失した場合には、可搬型計測器を接続し、計測結果を要員が記録用紙に記録し保存する。</p>	計測装置	指示又は表示場所	記録場所	燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度	中央制御室	中央制御室（記録計）	燃料貯蔵プール水温度	中央制御室	中央制御室（記録計）	燃料貯蔵プール水位	中央制御室	中央制御室（プロセス計算機）	燃料プールライナドレン漏えい	中央制御室	中央制御室（プロセス計算機）	使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルブ式）	中央制御室■	中央制御室（記録計） 緊急時対策所（SPDS 伝送装置）	使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）■	中央制御室■	緊急時対策所（SPDS 伝送装置）	<p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>申請対象設備の相違 設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p>
計測装置	指示又は表示場所	記録場所																						
燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度	中央制御室	中央制御室（記録計）																						
燃料貯蔵プール水温度	中央制御室	中央制御室（記録計）																						
燃料貯蔵プール水位	中央制御室	中央制御室（プロセス計算機）																						
燃料プールライナドレン漏えい	中央制御室	中央制御室（プロセス計算機）																						
使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルブ式）	中央制御室■	中央制御室（記録計） 緊急時対策所（SPDS 伝送装置）																						
使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）■	中央制御室■	緊急時対策所（SPDS 伝送装置）																						



赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

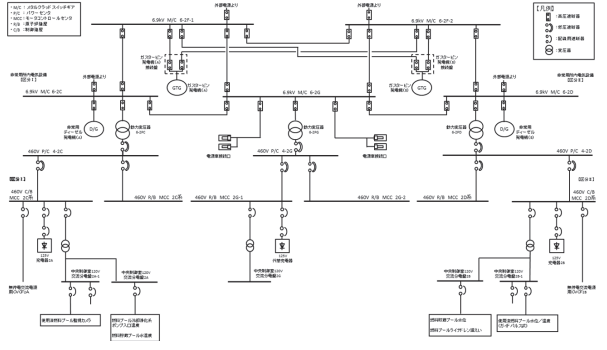
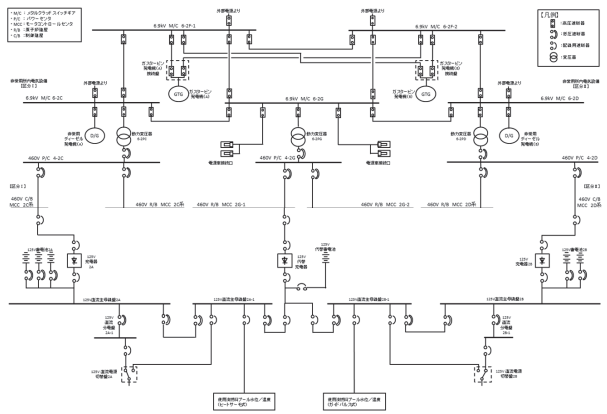
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考				
		<p>表3.2.2-1 記録を保存する計測項目と計測装置等</p> <table border="1" data-bbox="1332 272 1937 512"><thead><tr><th>計測項目</th><th>計測装置等</th></tr></thead><tbody><tr><td>使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位</td><td>燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度 燃料貯蔵プール水温度 燃料貯蔵プール水位 燃料プールライナドレン漏えい 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）</td></tr></tbody></table> <p>技術基準規則第34条第4項及びその解釈に関わるその他の計測項目については、工事計画認可申請書添付書類「VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」の「3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」及び工事計画認可申請書添付書類「VI-1-7-1 放射線管理用計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」の「3.5 放射線管理用計測装置の計測結果の表示、記録及び保存」に示す。</p> <p>3.3 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の電源構成</p> <p>設計基準対象施設に関する燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、燃料貯蔵プール水温度、燃料貯蔵プール水位、燃料プールライナドレン漏えい及び使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）は外部電源が喪失した場合、非常用交流電源設備から給電を行える設計とする。</p> <p>また、重大事故等対処設備に関する使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）は、直流電源が必要な場合、所内常設蓄電式直流電源設備である125V蓄電池2A、常設代替直流電源設備である125V代替蓄電池又は可搬型代替直流電源設備である電源車及び125V代替充電器から給電が可能な設計とする。使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）及び使用済燃料プール監視カメラは、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備である電源車から給電が可能な設計とする。（「図3.3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の概略電源系統図（交流電源）」及び「図3.3-2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の概略電源系統図（直流電源）」参照。）</p>	計測項目	計測装置等	使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度 燃料貯蔵プール水温度 燃料貯蔵プール水位 燃料プールライナドレン漏えい 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）	<p>申請対象設備の相違 設備名称の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>申請対象設備の相違 設備名称の相違</p> <p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>設備の相違 （女川の使用済燃料プール監視カメラは、カメラ本体と冷却装置が一体構造となっており、耐環境性向上を図っているため、空冷装置はない）</p>
計測項目	計測装置等						
使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する水槽の水温及び水位	燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度 燃料貯蔵プール水温度 燃料貯蔵プール水位 燃料プールライナドレン漏えい 使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）						

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		 <p>図 3.3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の概略電源系統図（交流電源）</p>	設備構成の相違
		 <p>図 3.3-2 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位等を監視する装置の概略電源系統図（直流電源）</p>	設備構成の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

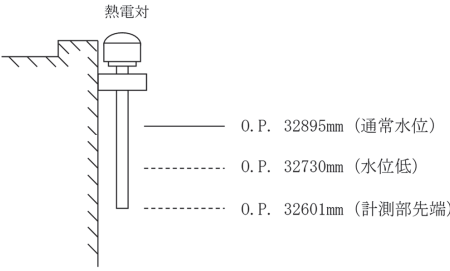
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>4. 使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測範囲及び警報動作範囲</p> <p>使用済燃料貯蔵槽の温度及び水位を監視する装置の計測範囲及び警報動作範囲の設定に対する考え方について以下に示す。また、重大事故等が発生し、計測に必要な計器電源が喪失した場合に使用する可搬型計測器の計測範囲を表4-1「可搬型計測器の測定範囲」に示す。</p> <p>重大事故等対処設備については、燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり計測（パラメータの推定を含む）する設計としていること及び技術基準規則の要求に該当しないことから警報装置を設けない設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合の対応におけるパラメータの推定手段及び推定方法については、VI-1-1-6「安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」の「3.3 計測制御系統施設」に示す。</p> <p>重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（計測可能範囲）を明確化するとともに、パラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パラメータによる推定の対応手段等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に明確にし、確実に運用及び遵守できるよう手順として定めて管理する。</p>	<p>記載表現及び記載方針の相違</p> <p>（女川は計測制御系統施設と兼用で核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備でも可搬型計測器を使用するため記載）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>（女川は、重大事故等時に監視することが必要なパラメータ（使用済燃料プールの監視）の推定手段及び推定方法について記載している説明書を記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

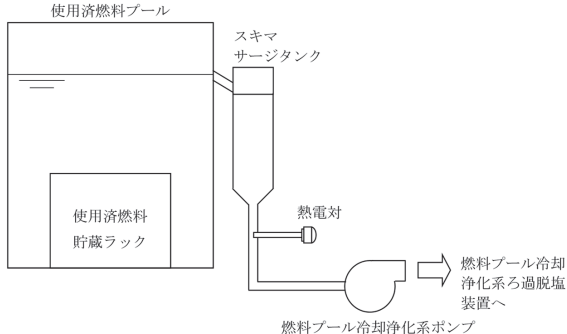
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>【順番入れ替え】</p> <p>(2) 燃料貯蔵プール水温度</p> <p>燃料貯蔵プール水温度は、熱電対からの起電力を検出することにより、温度を連続的に計測する。</p> <p>燃料貯蔵プール水温度の計測範囲は、使用済燃料プール内における冷却水の過熱状態を監視できるよう、0～100℃の温度を計測可能とする。また、使用済燃料プール水位の水位低警報設定（O.P. 32730mm）を包絡する範囲で温度計測可能な設置位置とする。（「図 4-2 燃料貯蔵プール水温度の設置図」参照。）</p> <p>警報動作範囲は、0～100℃の範囲で設定可能であり、検出信号が警報設定値に達した場合には、中央制御室に音とともに警報表示を行う。温度高の警報動作温度以上の温度では、警報表示状態を継続する。</p>  <p>図 4-2 燃料貯蔵プール水温度の設置図</p>	<p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

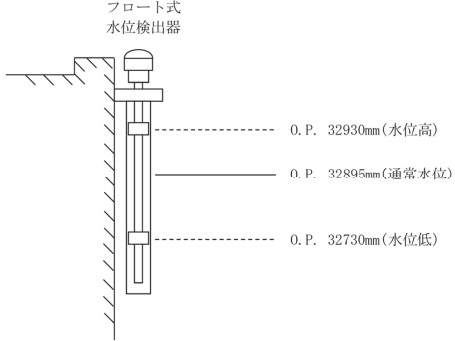
《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(1) 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度</p> <p>燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度は、熱電対からの起電力を検出することにより、温度を連続的に計測する。</p> <p>燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の計測範囲は、使用済燃料プール内における冷却水の過熱状態を監視できるように、0～100℃の温度を計測可能とする。（「図 4-1 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の設置図」参照。）</p> <p>警報動作範囲は、0～100℃の範囲で設定可能であり、検出信号が警報設定値に達した場合には、中央制御室に音とともに警報表示を行う。温度高の警報動作温度以上の温度では、警報表示状態を継続する。</p>  <p>図 4-1 燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度の設置図</p> <p>【入れ替えここまで】</p>	申請対象設備の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(3) 燃料貯蔵プール水位</p> <p>燃料貯蔵プール水位は、フロート式水位検出器で計測され、使用済燃料プール水位が警報設定値に達した場合には、中央制御室に音とともに警報表示を行う。</p> <p>燃料貯蔵プール水位高警報については通常水位（O.P. 32895mm）から燃料取替床（O.P. 33200）の間の（O.P. 32930mm）とする。燃料貯蔵プール水位低警報については通常水位（O.P. 32895mm）より下の（O.P. 32730mm）とする。（「図4-3 燃料貯蔵プール水位の警報動作範囲」参照。）</p> <p>水位低の警報動作水位以下又は水位高の警報動作水位以上の水位では、警報表示状態を継続する。</p>  <p>図4-3 燃料貯蔵プール水位の警報動作範囲</p>	<p>設備名称の相違 設備構成の相違</p> <p>記載表現及び設備名称の相違 設備設計の相違による設備仕様の相違</p> <p>設備構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(4) 燃料プールライナドレン漏えい</p> <p>燃料プールライナドレン漏えいは、フロート式水位検出器で計測され、水位が警報設定値に達した場合に、中央制御室に音とともに警報表示を行う。</p> <p>燃料プールライナドレン漏えい警報は使用済燃料プールライナからの漏えいを早期監視するためドレン弁（O.P. 15550mm）から+528mm（O.P. 16078mm）としている。（図4-4「燃料プールライナドレン漏えいの設置図」参照。）</p> <p>水位高の警報動作水位以上の水位では、警報表示状態を継続する。</p> <p>図4-4 燃料プールライナドレン漏えいの設置図</p>	<p>申請対象設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>【順番入れ替え】</p> <p>(6) 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）</p> <p>a. 水位の計測範囲について</p> <p>使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式）は使用済燃料貯蔵ラック上端（0.P.25920mm）から上方に14箇所に設置した熱電対の温度変化から水中／気中を判定することにより間接的に水位を監視する。</p> <p>使用済燃料プール水位（ヒートサーモ式）の計測範囲は、想定事故1、想定事故2及び使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下する事故を考慮し、使用済燃料貯蔵ラック上端（0.P.25920mm）から使用済燃料プール上端近傍（0.P.32930mm）を計測範囲とする。（「図4-6 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）の設置図」参照。）</p> <p>b. 温度の計測範囲について</p> <p>使用済燃料プール温度（ヒートサーモ式）は、熱電対からの起電力を検出することにより、温度を連続的に計測する。また、想定事故1及び想定事故2において想定する最低水位（0.P.31995mm）においても温度計測できる設置位置とする。</p> <p>使用済燃料プール温度（ヒートサーモ式）の計測範囲は、使用済燃料プール内における冷却水の過熱状態を監視できるよう、0～150℃の温度を計測可能とする。（「図4-6 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）の設置図」参照。）</p> <div data-bbox="1330 970 1935 1358" style="border: 1px solid black; height: 243px; width: 270px; margin: 10px auto;"></div> <p>図4-6 使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）の設置図</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>設備構成の相違</p> <p>（女川はヒータ付き熱電対であるため、水位を計測可能）</p> <p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>設備仕様の相違</p> <p>設備構成の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

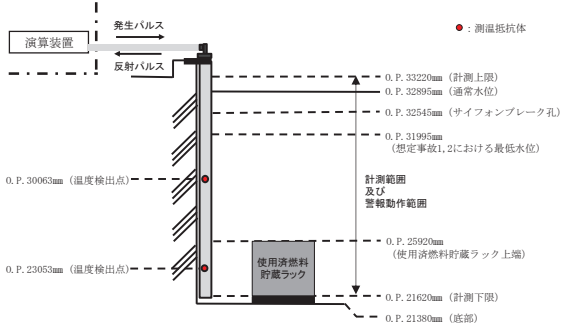
：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>(5) 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）</p> <p>a. 水位の計測範囲及び警報動作範囲について</p> <p>使用済燃料プール水位（ガイドパルス式）は、ガイドパルス式水位検出器から反射したパルス信号を検出するまでの時間を計測することにより、水位を連続的に計測する。</p> <p>使用済燃料プール水位（ガイドパルス式）の計測範囲は、想定事故1、想定事故2及び使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下する事故を考慮し、使用済燃料プール底部近傍（0.P.21620mm）から使用済燃料プール上端近傍（0.P.33220mm）を計測範囲とする。</p> <p>警報動作は0.P.21620mm～0.P.33220mmの範囲で設定可能であり、検出水位が警報設定値に達した場合には、中央制御室に音とともに警報表示を行う。水位低の警報動作水位以下の水位では、警報表示状態を継続する。（「図4-5 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）の設置図」参照。）</p> <p>b. 温度の計測範囲及び警報動作範囲について</p> <p>使用済燃料プール温度（ガイドパルス式）は、2箇所の検出点を持ち、使用済燃料プール水中の温度変動による測温抵抗体の抵抗値の変動を検出することにより、温度を連続的に計測する。</p> <p>使用済燃料プール温度（ガイドパルス式）の計測範囲は、使用済燃料プール内における冷却水の過熱状態を監視できるよう、0～120℃の温度を計測可能とする。また、想定事故1及び想定事故2において想定する最低水位（0.P.31995mm）においても温度計測できる設置位置とする。（「図4-5 使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）の設置図」参照。）</p> <p>警報動作範囲は、0～120℃の範囲で設定可能であり、検出信号が警報設定値に達した場合には、中央制御室に音とともに警報表示を行う。温度高の警報動作温度以上の温度では、警報表示状態を継続する。</p>	<p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>設備設計の相違による設備仕様の相違</p> <p>記載表現及び設備名称の相違</p> <p>設備仕様の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-1-3-1 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考						
		 <p>図4-5 使用済燃料プール水位/温度（ガイドパルス式）の設置図</p> <p>【入れ替えここまで】</p> <p>表4-1 可搬型計測器の測定範囲</p> <table border="1" data-bbox="1332 885 1937 997"> <thead> <tr> <th>監視パラメータ</th> <th>常設計器の測定範囲</th> <th>測定範囲等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）</td> <td>0～150℃</td> <td>検出器内部の温度素子の耐熱温度である350℃程度までの温度測定が可能。</td> </tr> </tbody> </table>	監視パラメータ	常設計器の測定範囲	測定範囲等	使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）	0～150℃	検出器内部の温度素子の耐熱温度である350℃程度までの温度測定が可能。	<p>設備構成の相違</p> <p>記載方針の相違                      （女川は計測制御系統施設と兼用で核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の設備でも可搬型計測器を使用するため記載）</p>
監視パラメータ	常設計器の測定範囲	測定範囲等							
使用済燃料プール水位/温度（ヒートサーモ式）	0～150℃	検出器内部の温度素子の耐熱温度である350℃程度までの温度測定が可能。							